

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

当該保険薬局において卸売販売業者から購入された薬価基準に 収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格 単位数量×薬価を合算したもの）（①）	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた薬価 基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の 規格単位数量×薬価を合算したもの）（②）	円
妥結率 <p style="text-align: center;">(②／①) %</p>	%

[記載上の注意]

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位
ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の
薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない場合は、妥結率の
低い保険薬局とみなされることに留意すること。
- 3 同一グループ内の保険薬局の処方せん受付回数の合計が1月に4万回を超え
ると判断されるグループに属する保険薬局については、保険薬局と卸売販売業
者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付する
こと。

東海北陸厚生局長 様

保険薬局コード：

保険薬局名称

所在地

開設者

印

担当者

電話番号

— —